

さいたま市告示第1643号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和7年10月24日

さいたま市長 清水 勇人

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市緑区大字三室1305番1の一部
- (2) 名 称 三室中央公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市緑区東浦和1丁目21番地3
- (2) 名 称 ヌゥパーク共同企業体
- (3) 代表者 株式会社内田緑化興業 代表取締役 殿井 正仁

3 指定する期間

令和 7年10月25日から令和27年 9月30日まで

